

栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成26年栄町条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則に定めるもののほか、この規則における用語の意義は、条例の例による。

(使用者の募集方法及び選考)

第3条 町長は、農園又は農園及び管理棟（以下「農園等」という。）の使用者を公募しなければならない。

2 前項の規定による公募は、広報紙又は栄町ホームページへの掲載その他の方法により広告して行わなければならない。

3 町長は、第1項の規定による公募の結果、応募者が農園の区画数を超えるときは、抽選により使用者を選考する。この場合において、応募者の中に条例第4条第1号に定める者がいる場合には、その者を優先するものとする。

(使用の許可の申請)

第4条 前条第3項の規定により、使用者に選考された者（条例第7条第3項において準用する場合にあつては同条第1項）が農園等を使用しようとするときは、町長が指定する期日までに栄町農業ふれあいセンター使用（変更）許可申請書（別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 条例第4条第1号に規定する者 有効期間内の運転免許証その他の官公署が発行した資格証明書等であつて本人の住所が確認できるものの写し

(2) 条例第4条第2号に規定する者 有効期間内の事業主が発行する身分証明書等であつて本人の勤務する事務所又は事業所の所在地が確認できるものの写し

(使用の許可)

第5条 町長は、前条の規定により提出された使用許可申請書を審査し、

農園等の使用を許可したときは、栄町農業ふれあいセンター使用（変更）許可通知書（別記第2号様式。以下「使用許可書」という。）により申請者に通知するものとする。

（使用の不許可）

第6条 町長は、使用許可申請書を審査し、条例第8条の規定により、農園等の使用を許可しないときはその理由を付し、栄町農業ふれあいセンター使用不許可通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（使用許可の取消し等）

第7条 町長は、条例第9条の規定により農園等の使用を停止し、又は条例第7条第1項の許可を取り消そうとするときは、その理由を付し、栄町農業ふれあいセンター使用許可取消等通知書（別記第4号様式）により使用者に通知する。

（使用の辞退届）

第8条 使用者は、農園等の使用期間内に農園等の使用を辞退しようとするときは、栄町農業ふれあいセンター使用辞退届（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 条例第11条の規定により、申請者が使用料の減額又は免除を受けようとするときは、栄町農業ふれあいセンター使用料減免申請書（別記第6号様式。次項において「減免申請書」という。）を使用許可申請書と併せて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の減免申請書を審査し、適当と認めるときは、栄町農業ふれあいセンター使用料減免決定通知書（別記第7号様式）を申請者に交付する。

（使用料の返還）

第10条 使用者は、条例第12条ただし書の規定により使用料の返還を受けようとするときは、栄町農業ふれあいセンター使用料返還申請書（別記第8号様式）に使用料を納付したことを証する書類及び使用許可書を添えて町長に提出しなければならない。

（施設の損傷等の届出）

第11条 栄町農業ふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という。）の施設を使用する者は、ふれあいセンターの施設又は附属設備

を損傷し、又は汚損したときは速やかに町長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 4 条）

年 月 日

栄町長 様

住所
申請者氏名
電話番号

栄町農業ふれあいセンター使用（変更）許可申請書

栄町農業ふれあいセンターの農園等の使用の許可を受けたい（使用の許可を受けた事項を変更したい）ので栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第 7 条第 1 項（同条第 3 項において準用する同条第 1 項を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

なお、使用の許可申請に当たり栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例、同条例施行規則その他町長が指示することを遵守いたします。

（条例第 4 条第 2 号に規定する者）

所在地

事務所又は事業所の名称

電話番号

（条例第 4 条第 3 号に規定する者）

申請の事由

- 1 使用期間 年 月 日から 年 3 月 3 1 日まで
- 2 申請区画番号 第 番区画
- 3 栽培予定の農作物
- 3 変更前の許可日及び許可番号
- 4 変更自由
- 5 備考

※ 変更前の許可日及び許可番号並びに変更自由は、変更許可申請の場合のみ記入すること。

別 記

第 2 号様式（第 5 条）

栄町 指令第 号

年 月 日

様

栄町長 印

栄町農業ふれあいセンター使用（変更）許可通知書

年 月 日付けで申請のありました栄町農業ふれあいセンターの農園等の使用の許可（使用の許可を受けた事項の変更）については、次のとおり許可しましたので、栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第 5 条の規定により通知します。

1 使用期間 年 月 日から 年 3 月 3 1 日まで

2 使用区画番号 第 番区画

3 変更の内容

4 許可の条件

- (1) 条例第 6 条第 1 項各号に規定する行為を行わないこと。
- (2) 条例第 8 条第 2 号に規定する果樹その他の多年生の農作物の栽培を行わないこと。

別 記

第 3 号様式（第 6 条）

栄町 指令第 号

年 月 日

様

栄町長 印

栄町農業ふれあいセンター使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のありました栄町農業ふれあいセンターの農園等の使用の許可については、次のとおり不許可としましたので、栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第 6 条の規定により通知します。

使用区画番号

第 番区画

理由

教示

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から 60 日以内に、栄町長に対して異議申し立てをすることができます。（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。）
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、栄町を被告として（訴訟において栄町を代表する者は栄町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記 1 の異議申し立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別 記

第 4 号様式（第 7 条）

栄町 達第 号

年 月 日

様

栄町長 印

栄町農業ふれあいセンター使用許可取消等通知書

年 月 日付け栄町 指令第 号で許可しました
栄町農業ふれあいセンターの農園等の使用の許可については、次
の理由により停止・取消ししますので、栄町農業ふれあいセンタ
ーの設置及び管理に関する条例施行規則第 7 条の規定により通知
します。

理由

教示

1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から 60 日以内
に、栄町長に対して異議申し立てをすることができます。（なお、この決定があったこ
とを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この決定の翌日から起算して 1
年を経過すると異議申し立てをすることができなくなります。）

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以
内に、栄町を被告として（訴訟において栄町を代表する者は栄町長となります。）、処分
の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌
日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま
す。）ただし、上記 1 の異議申し立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があっ
たことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起するこ
とができます。

別 記

第 5 号様式（第 8 条）

年 月 日

栄町長 様

住所

申請者氏名

電話番号

栄町農業ふれあいセンター使用辞退届

次のとおり農園等の使用を辞退したいので、栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第 8 条の規定により、届け出ます。

1 使用期間 年 月 日から 年 3 月 3 1 日まで

2 申請区画番号 第 番区画

3 辞退の理由

別 記

第 6 号様式（第 9 条第 1 項）

年 月 日

栄町長 様

住所

申請者氏名

電話番号

栄町農業ふれあいセンター使用料減免申請書

栄町農業ふれあいセンターの農園の使用料の減免を受けたいので、栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 使用期間 年 月 日から 年 3 月 3 1 日まで
- 2 申請区画番号 第 番区画
- 3 減免申請額
- 4 申請理由

別 記

第 7 号様式（第 9 条第 2 項）

栄町 指令第 号

年 月 日

栄町長 様

住所

申請者氏名

電話番号

栄町農業ふれあいセンター使用料減免決定通知書

次のとおり栄町農業ふれあいセンターの農園の使用料の減免を決定しましたので、栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第 9 条第 2 項の規定により通知します。

1 使用期間 年 月 日から 年 3 月 3 1 日まで

2 申請区画番号 第 番区画

3 減免決定額

4 減免決定理由

別 記

第 8 号様式（第 1 0 条）

年 月 日

栄町長 様

住所

申請者氏名

電話番号

栄町農業ふれあいセンター使用料返還申請書

次のとおり栄町農業ふれあいセンターの農園の使用料の返還を受けたいので、栄町農業ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第 1 0 条の規定により申請します。

1 使用期間 年 月 日から 年 3 月 3 1 日まで

2 申請区画番号 第 番区画

3 支払済み使用料の額

4 返還申請額

5 申請理由